



Nihon Fukushi University

2025年度 留学生ハンドブック

International students Handbook 2025



学籍番号

名前

日本福祉大学 学生課
2025 年度版（2025 年 3 月発行）

はじめに

「2025 年度留学生ハンドブック」は、
留学生の皆さんが学生生活を送るうえで必要なことや重要なことをまとめています。
積極的に活用しましょう。

このハンドブックを読んでいない・正しく理解できていない ことによって、
皆さんに不利益が生じた場合でも大学は一切責任を負うことはできません。

分からないことは、必ず確認・問い合わせをしてください。

もくじ

はじめに.....	1	4. 学費.....	10
		学費納付期限	
		学費納付方法	
		学費の金額	
もくじ.....	1		
1. 提出書類.....	2	5. 日本福祉大学の経済援助.....	11
（必ず）大学に出す書類		私費外国人留学生等特別奨励金	
（こんな時に）大学に出す書類		私費外国人留学生学費減免	
2. 大学の窓口.....	4	6. 外部の奨学金.....	13
留学生サポート		奨学金募集の案内	
その他学内窓口		推薦するときの審査・選考基準	
3. 在留資格に関すること.....	5	7. 住まい.....	15
留学生の在留資格		アパート	
在籍確認について		留学生住宅総合補償	
在留カードに関する大事なこと		引っ越すときの手続き	
在留資格「留学」に関する大事なこと		引っ越すときのチェックリスト	
在留期間の更新			
資格外活動（アルバイト）許可		8. その他.....	17
申請取次手順		マイナンバーカード	
再入国許可		国民健康保険	
名古屋出入国在留管理局の場所と相談場所		国民年金	
		日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則	

1. 2025年度提出書類

（必ず）大学に出す書類



提出期限：4月11日（金）・変更があった時

確認	届出内容	確認	届出内容
☐	外国人留学生個人票 入力フォームはこちら 	☐	在留カード ※1 
☐	国民健康保険被保険者証 または 「国民健康保険料納付状 況 説明書」や「納税証明書」など 入力フォームはこちら 	☐	パスポート ※1 
☐	アパート賃貸借契約書 または 下宿証明書 入力フォームはこちら 	☐	「日本福祉大学私費外国人留学生学費減免」申請書 (所定様式) 各キャンパス窓口 美浜：学生課、東海：国際課、半田：半田事務室

※1 在留カードとパスポートは、フォームで写真を送った後に各キャンパスの窓口で原本を提示。

提出期限：5月16日（金）・追加や変更があった時

確認	提出書類	提出先
☐	アルバイト雇用内容証明書（所定様式） ※2	各キャンパス窓口 美浜：学生課、東海：国際課、半田：半田事務室

※2 アルバイトが複数ある場合は、すべてのアルバイト先の証明書を提出。

提出期限：6月11日（水）

確認	提出書類	提出先
☐	令和7年度（令和6年分）所得証明書 ※3	各キャンパス窓口 美浜：学生課、東海：国際課、半田：半田事務室

※3 2025年1月1日に在住していた市区町村役場で、6月ごろから取得できます。

所得証明書が発行できない・期限に間に合わない場合は、すぐに大学に相談してください。

(こんな時に) 大学に出す書類



提出時期	提出書類
在留期間の更新／ 在留資格の変更をした時	☐ 在留カード※1 ☐ パスポート※1
引っ越しをした時	☐ 「nfu.jp-個人設定」で変更 ☐ アパート賃貸借契約書 ☐ 在留カード ※1 ☐ 国民健康保険被保険者証（変更があった場合）
アルバイト先の変更／追加があった時	☐ アルバイト雇用内容証明書（所定様式）
日本国外への渡航をする時 （一時帰国、旅行等）	☐ 海外渡航届（2週間前までに提出） 入力フォームはこちら 

※1 在留カードとパスポートは、フォームで写真を送った後に各キャンパスの窓口で原本を提示。



- ・うその情報や期限後の提出は絶対にしてはいけません。
- ・書類は自分で提出してください。友達が代わり提出してきた場合、受け取れません。
- ・提出した情報が変わったら、すぐに大学に知らせてください。

2. 大学の窓口

留学生サポート

大学では、留学生のみなさんが安心して学生生活を送るためのサポートをしています。わからないことや困ったことがある時は、相談に来てください。相談がない時は、「みなさんは困っていない」と判断します。



専用窓口 留学生担当

学生課 (美浜キャンパス 研究本館1F)

☎ 0569-87-2323

✉ gakusei-shien-2@ml.n-fukushi.ac.jp

国際課 (東海キャンパス 中央部 1F)

☎ 0562-39-3811

✉ i-office@ml.n-fukushi.ac.jp

半田事務室 (半田キャンパス 事務管理棟1F)

☎ 0569-20-0111

✉ handa@ml.n-fukushi.ac.jp



病気で2日以上休む、事件や事故などトラブルにあった時はすぐに大学に連絡してください。

その他学内窓口



日本福祉大学窓口案内



【窓口時間】 10:00～17:00

こうちく 項 目	みはま 美浜キャンパス	とうかい 東海キャンパス	はんだ 半田キャンパス
せいかつ 学生生活	がくせい がくせい 学生課	じむしつ 東海事務室（国際課）	じむしつ 半田事務室
もの 物をなくした／拾った			
学費			
こうぎりしゅう　じゅぎょう　しけん 講義履修、授 業、試験			
そつぎょうようけん　しんきゅうようけん　しかく 卒 業要件、進 級要件、資格			
しゅうしょくかつどう 就 職 活動	かいはつか キャリア開発課		
がくしゅうないよう 学 習 内容のサポート	がくぶ　しどうきょういん 学部事務室、指導教 員		
日本語学習のサポート	きょういく 日本語教 育センター		
がくひげんめん　しょうがくきん 学費減免、奨 学 金	学生課		
たいちょう　わくる　けんこう 体 調が悪い、健康診断について	ほけんしつ 美浜保健室	東海保健室	半田保健室

3. 在留資格に関すること

留学生の在留資格

日本福祉大学で留学生として学ぶための在留資格は「留学」です。

これは、「大学に通い、授業を受け、勉強する」ことを目的に日本に在ることを認められた資格です。

在籍確認について

大学では、留学生のみなさんを適正に管理することが求められています。そのため、毎月在籍確認をしてもらいます。

- 
- 在籍確認をしなかった場合
- 「所在不明者」として出入国在留管理局と文部科学省に報告します
 - 大学の規則に基づいて処分をします

在留カードに関する大事なこと

- 
- CHECK!**
- 在留カードは、いつも持ち歩くこと
 - 毎月の在籍確認を必ず行うこと
 - 引っ越しをしたら、14 日以内に市役所で手続きをすること
 - 住所など、在留カードの情報が変わったら、14 日以内に出入国在留管理局で手続きを

在留資格「留学」に関する大事なこと

大学では、留学生の状況を出入国在留管理局と文部科学省に定期報告をしています。

皆さんが、在留資格「留学」の活動をしていない場合、大学は留学生を受入れることができなくなります。皆さんは、日本にいれなくなります。



在留資格取り消しされます

- うその情報や不正な方法で、在留資格の許可を受けた場合
- 在留資格「留学」の活動を行わず、他の活動をしていた場合
- 正当な理由なく、「留学」の活動を継続して3か月しない場合



審査が厳しくなります

- 国民健康保険を払っていない場合
- 成績が悪い場合
- 資格外活動違反（アルバイトの時間を超えた時など）の場合



即帰国する必要があります

- 退学・除籍、卒業した場合
- 休学中の場合



在留期間更新許可申請書は、在留期間の満了する3か月前から行うことができます。

申請が必要な人は、留学生担当に相談してください。

大学が皆さんに代わって申請することもできます。（申請取次→p.8）



出入国在留管理庁 HP

在留期間更新許可申請	
☐ 在留期間更新許可申請書 (所属機関作成用 1~2)	以下の書類をすべて確認した後、大学で発行します。
☐ 在留期間更新許可申請書 (申請人作成用 1~3)	在留資格変更許可申請書 様式(PDF) 在留期間更新許可申請書 様式(PDF)
☐ 写真1枚	・たて4cm × よこ3cm ・6カ月以内に撮影されたもの ・うらに氏名と生年月日を記入
☐ 成績証明書	新入生は前課程（前の学校）の成績証明書
☐ 在学証明書（または入学許可書）	
☐ パスポート、在留カード	
☐ 手数料納付書	様式(PDF)
☐ 手数料（現金、または収入印紙）	申請時に大学に確認してください。
☐ （経費支弁書）	※提出を求められた場合のみ <在学中に必要なお金（学費・生活費など）の支払い方法> 母国からの仕送りの場合： 送金内容がわかる書類（国際送金計算書など） アルバイト収入の場合： 雇用証明書、給与明細（直近1年分）通帳全ページ
☐ （事由書【書式自由】）	※成績不振（年間の取得単位数が30単位以下等）の場合のみ

※本学は適正校です。「a.適正校（在籍管理優良校を含む）である旨を受けた機関」の必要書類を確認してください。

しかくがいかつどう 資格外活動（アルバイト）の許可

在留資格「留学」では、働くことは認められていません。アルバイトをするためには「資格外活動許可」が必要です。

申請が必要な人は、在留許可申請書と一緒に申請してください。

大学が皆さんに代わって申請することもできます。（申請取次→p.8）

ざいりゅうまかんこうしんきよかしんせい 在留期間更新許可申請	
☐ パスポート、在留カード	
☐ 資格外活動許可申請書	 様式(PDF)



- アルバイトができる時間は、1週28時間以内（学則で定める長期期間は1週40時間、1日8時間以内）です。

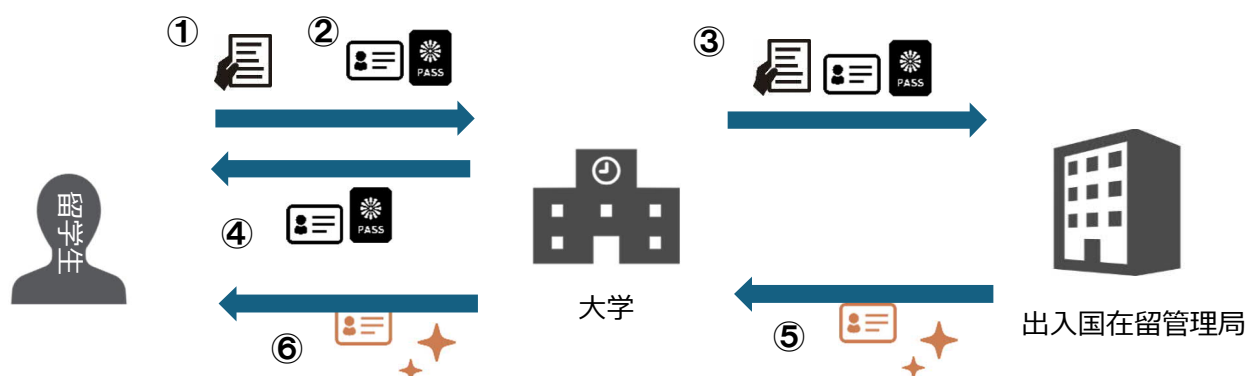
学則で定める長期期間	
夏季	8月10日～9月15日
冬季	12月29日～1月3日
春季	2月2日～3月27日

- 風適法（パチンコ、ゲームセンター、性風俗店など）の場所で働くことは禁止されています。清掃、皿洗い、呼び込みなども禁止です。
- ルールを破った場合、「不法就労」となります。懲役や罰金、強制送還されます。

申請取次手順

留学生のみなさんのかわりに、大学職員が入管に行って在留期間更新／在留資格の変更を行います。

在留期限の3ヶ月前から申請できます。



① 留学生→大学 書類提出期間に、申請に必要な書類を提出。 ② 留学生→大学 書類預かり日に、パスポートと在留カードを提出。 ④ 大学→留学生 書類返却日に、パスポートと在留カードを返却。 ⑥ 大学→留学生 新しい在留カードを受け取り	③ 大学→出入国在留管理局 出入国在留管理局に申請。 ⑤ 出入国在留管理局→大学 新しい在留カードを発行
---	--

※大まかな流れです。詳しくは、留学生担当の指示に従ってください。

2025 年度申請取次日＜予定＞

※日程の変更は、メールでお知らせします。

	①書類提出期間 しよるいていしゆつ	②書類あずかり日 しよるい	②申請取次日 しんせいとりつぎ	③書類返却日 しよるいへんきゃく
4月	3日(木)～4日(金)	7日(月)	8日(火)	10日(木)
5月	8日(木)～9日(金)	12日(月)	13日(火)	15日(木)
6月	5日(木)～6日(金)	9日(月)	10日(火)	12日(木)
7月	3日(木)～4日(金)	7日(月)	8日(火)	10日(木)
8月	31日(木)～1日(金)	4日(月)	5日(火)	7日(木)
9月	4日(木)～5日(金)	8日(月)	9日(火)	11日(木)
10月	2日(木)～3日(金)	6日(月)	7日(火)	9日(木)
11月	6日(木)～7日(金)	10日(月)	11日(火)	13日(木)
12月	4日(木)～5日(金)	8日(月)	9日(火)	11日(木)
1月	8日(木)～9日(金)	13日(火)	14日(水)	16日(金)
2月	5日(木)～6日(金)	9日(火)	12日(木)	13日(金)
3月	5日(木)～6日(金)	9日(月)	10日(火)	12日(木)

一時的に出国する場合は、「みなし入国」または「再入国許可」を申請してください

1) みなし再入国許可

出国から1年以内に再入国する場合、^{つうじょう}通常の再入国許可を受ける必要^{ひつよう}がなくなります。出国する空港で再入国用カードを記入して「みなし再入国許可」を申告^{しんこく}してください。

2) 再入国許可

1年以上に日本に再入国しない可能性^{かのうせい}がある場合、地方入国管理局で「再入国許可」を申請してください。
「再入国許可」は1回だけのものと、有効期間^{ゆうこうきかん}であれば何回も使用できるものがあります。

名古屋出入国在留管理局の場所と相談場所

《名古屋出入国在留管理局》

場 所：〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5丁目18番

※申請窓口は建物の2階

交通手段：あおなみ線「港北」駅より歩いて1分

名古屋市バス「港北駅」バス停から歩いて1分

電話番号：0570-052259（IP電話・海外：052-217-8944）

^{かいちよう}開庁時間：平日 午前9時～午後4時

（祝祭日、年末年始は開いていません）

《外国人在留総合インフォメーション》

在留資格にかかわる手続きについて、日本語、英語、韓国語、中国語などで相談できます。

場 所：名古屋出入国管理局1階窓口

電話番号：0570-013904（IP電話・海外：03-5796-7112）

窓口時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

4. 学費

学費納付期限

前期：4月30日 後期：10月31日



学費を分けること（ぶんのう分納）や期限を延ばすこと（えんのう延納）は、いっさい一切できません。

学費を期限までに払わなかった場合、

1. がくひげんめんとけ学費減免を取り消します
2. がいふしょうがくきん外部奨学金の申し込みはできません
3. さいようていし外部奨学金の採用を停止します

学費納付方法

振り込み用紙は、前期4月はじめ・後期9月中ちゅうじゅん旬に送ります。

銀行で支払ってください。海外から払う場合は、留学生担当窓口にご相談してください。

学費の金額

① 4月30日までに

★ざんていきんがく暫定金額（※1年生：50%減免、2～3年生：40%減免）を支払う

▼暫定金額（2024年度）（授業料、施設維持費、同窓会費）

学部 区分	社会福祉／教育・心理		経済／国際福祉開発・国際		健康科		工学	
	1年生 (50%減免)	2～4年生 (40%減免)	1年生 (50%減免)	2～4年生 (40%減免)	1年生 (50%減免)	2～4年生 (40%減免)	1年生 (50%減免)	2～4年生 (40%減免)
年額		700,000		710,000	—	798,000		—
前期		350,000		355,000	—	399,000		—
後期	320,750	350,000	325,750	355,000	—	399,000	423,250	—

② ・「私費外国人留学生学費減免（p.10）」の結果で、★けつが暫定金額 より多く払わなければならない人は、

6月ごろ～6月30日までに^{さかくぶん}差額分を追加で支払う

・「私費外国人留学生学費減免（p.10）」の結果で、★けつが暫定金額 より少なく払う人は、

10月31日までに後期学費に^へ差額分を減らして支払う

5. 日本福祉大学の経済援助

私費外国人留学生等特別奨励金

〔給付金額〕 20 万円

〔申請資格〕 以下のすべてを満たす者

- ・在留資格「留学」「家族滞在」「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかを有する在学生
- ・入学前年度から 4 年生 9 月までに、日本語能力試験 N1 に合格した者

〔申請書類〕 以下を決められた期限までに提出すること。

- ・申請書（所定様式）
- ・日本語能力試験合否結果通知書（原本）

〔申請時期〕 9 月頃に nfu.jp 掲示板でお知らせします

〔申請回数〕 在学中 1 回のみ

私費外国人留学生学費減免

〔対 象〕 学部生（正課生）

〔減 免 額〕 新入生：授業料の 50% 2 年生～4 年生：授業料の 0～65%

〔申請資格〕 以下のすべてを満たす者

在留資格「留学」を有する者

人物・学業成績とともに優秀な学生納付期限までに学費を納付している者

経済的援助を必要とする者（前年度年間収入より判断）

〔申請書類〕 以下を決められた期限までに提出すること。

- ・「日本福祉大学私費外国人留学生学費減免」申請書・誓約書（所定様式）
- ・前年の所得証明書

〔申請時期〕 毎年 4 月

〔申請回数〕 標準修業年限と同じ回数（＝新入生 4 回、2 年次編入生 3 回）

〔減免率算出方法〕

- 1) 1 年生と編入学 1 年目は、50%減免。
- 2) 学業成績の対象：2・3 年生は前年度、4 年生は過年度（1 年次～3 年次）すべて
- 3) 「修得単位数（要卒単位）」と「成績評価係数（GPA）」から、以下の表に当てはめて減免率を算出する。

		単位数				
		V	IV	III	II	I
GPA	V	65%	65%	30%	20%	0%
	IV	65%	55%	30%	20%	0%
	III	50%	40%	20%	0%	0%
	II	40%	35%	20%	0%	0%
	I	20%	20%	0%	0%	0%

【学費（年間）シミュレーション】

（授業料、施設維持費、同窓会費）



～2024 年度入学者

	0%	20%	30%	35%	40%	50%	55%	65%
社会福祉／ 教育・心理	1,034,000	867,000	783,500	741,750	700,000	616,500	574,750	500,250
経済／ 国際福祉開発・国際	1,044,000	877,000	793,500	751,750	710,000	626,500	584,750	501,250
健康科	1,184,000	991,000	894,500	846,250	798,000	701,500	653,250	556,750
工学	—	—	—	—	—	—	—	—

2025 年度入学者

	0%	20%	30%	35%	40%	50%	55%	65%
社会福祉／ 教育・心理	1,084,000	907,000	818,500	774,250	730,000	641,500	597,250	508,750
経済／ 国際福祉開発・国際	1,094,000	917,000	828,500	784,250	740,000	651,500	607,250	518,750
健康科	1,419,000	1,224,000	1,126,500	1,077,750	1,029,000	931,500	882,750	785,250
工学	1,334,000	1,139,000	1,041,500	992,750	944,000	846,500	797,750	700,250



学費減免取り消し

- 申請資格がなくなったとき
- 休学するとき
- 成績が^{いちじる}著しく悪くなったとき
- 期限までに学費を払わなかったとき

6. 外部の奨学金

奨学金募集の案内

奨学金の案内が大学に届いたら、nfu.jp 掲示板やメールでお知らせします。

多くの奨学金は、大学ごとで申請できる人数が決まっています。申請人数が決まっている奨学金は、大学で選考して選ばれた人に案内します。



▼留学生対象の奨学金（例）

奨学金募集時期等	奨学金名称・財団名	金額
4～5月頃 ※今年度4月開始	JEES留学生奨学金（修学）	月額4万円
4～6月頃 ※今年度10月開始	横山国際奨学財団 私費留学奨学生	月額3万円
7～9月頃 ※翌年度分	財団法人 市原国際奨学財団	月額5万円
8～9月頃 ※翌年度分	ロータリー米山記念奨学会	月額10万円
9～10月頃 ※翌年度分	財団法人 平和中島財団	月額10万円
10～11月頃 ※翌年度分	JEES豊田通商留学生奨学金	月額5万円
2～3月頃 ※翌年度分	公益財団法人大幸財団 留学育英奨学生	年額48万円
2～3月頃 ※翌年度分	公益財団法人SGH 私費外国人留学生奨学生	月額10万円

※上の表は、2024年度の実績です。2025年度の募集があるかはわかりません。



学費を期限までに払わなかった場合、奨学金に推薦しません。

奨学金に推薦するときの審査・選考基準

1) 審査対象者・・・「経済援助を必要とする者」で、以下の条件を満たす者

- ① 学費を納付期限までに納付していること
- ② 日本福祉大学の学則や、日本の法令を違反して処罰を受けていないこと
- ③ 原則、卒業・進級不可などによる「留年」をしていないこと
- ④ 他の奨学金を受けていないこと

2) 審査基準・・・学業成績※ が優秀な学生を優先する

学業成績は、修得単位数（量）と成績評価（質）の両方より評価する

※ 学業成績・・・2・3年生は前年度、4年生は過年度（1年次～3年次）すべてを対象とする

前年度の学業成績がない1年生は、原則対象外。

休学などで前年度の学業成績がない場合は、前々年度以前の最新の成績を対象とする。

3) 選考基準・・・

a. 原則、成績評価係数（段階表示）「Ⅲ」以上かつ単位修得数（段階表示）「Ⅲ」以上である者

※ 奨学金の財団から指定される成績基準がある場合は、その基準に当てはめる。

b. 以下の順番で、推薦順位をつける

- ① 学費減免率が高い順に並べ、推薦順位をつける
- ② 学費減免率が同じ時は、GPA の値で順位をつける
- ③ GPA が同じ時は、以下の点を考慮して順位をつける

- ・ 学習成果として評価すべき点がある学生（要卒単位以外の単位取得数、日本語能力試験 N1 取得など）
- ・ 人物として評価すべき点がある学生（学内活動、社会貢献活動、地域活動など）
- ・ 提出が必要な書類を期限までに提出していない場合は、優先順位を下げる
- ・ その他

c. 同時期に複数の奨学金から案内が届いた場合、上位の学生から条件が良く確実性が高い奨学金に推薦する。

d. 留学生宿舎に入居している場合、宿舎に入居していない学生を優先する場合がある。



奨学金の支給を停止します

- 学費を期限までに払わなかった場合
- 正当な理由なく期限までに在籍確認をしなかった場合
- 大学に提出するもの、財団に提出するものを期限までに提出しなかった場合
- 大学に届出なく、海外に行った場合
- 財団の会に無断で欠席した場合
- その他、奨学金受給にふさわしくない場合

7. 住まい

アパート

■ 大学の指定アパート

入居者は、日本福祉大学の学生だけ。「通学定期」を補助してくれる物件もあります。



大学指定アパート
ホームページ

■ 留学生向け宿舎

宿舎を運営する団体から募集があったら、nfu.jp 掲示板やメールでお知らせします。

▼これまでに募集があった宿舎

- ・国際留学生会館（名古屋市港区）
- ・日本ガイシインターナショナルハウス（名古屋市天白区）



国際留学生会館
ホームページ



インターナショナルハウス
ホームページ

CHECK!

- 契約違反（契約外の同居人、ペット、設備を壊す）は、高額な賠償金や退去を求められることがあります。
- 家賃は決められた期日までに支払ってください。
- アパートは、皆さんのものではなく「家をかりて」います。返す時は元の状態に戻してください。

留学生住宅総合補償（留補償）

日本でアパートを借りる時は、「連帯保証人」が必要です。

連帯保証人は、日本に住んでいる親族や友人、知人をお願いしてください。大学が保証人になることもできます。

大学が保証人になる場合は、「留学生住宅総合補償（留補償）」に入る必要があります。大学に保証人になってほしい場合は、相談に来てください。

（留補償保険料... 1年間 4,000 円、2年間 8,000 円）

引っ越しをしたときの手続き

■ 大学の手続き

- ① 「nfu.jp-個人設定」で住所変更 → 窓口で手続き（学生証裏シールの発行など）
- ② 留学生担当窓口で「アパート賃貸借契約書・在留カード・国民健康保険証(変更があったとき)」を提出

■ 市町村役場の手続き

住所変更してから 14 日以内に届出を提出

※同じ市区町村に引っ越す場合：転居届（引っ越し先の市役所）

※別の市区町村に引っ越す場合：転出届（今住んでいる市役所）と転入届（引っ越し先の市役所）

■ その他

郵便局に転居届を提出

銀行、携帯電話などの住所変更の手続きをする

引っ越すときのチェックリスト

- ☐ 1ヶ月前までに、大家さんや不動産会社にアパートを解約することを伝えて退去日を決める
- ☐ 電気・水道・ガスを止めることをそれぞれの会社に連絡する
- ☐ 部屋をきれいにそうじして、ごみは決まった場所に捨てる
※不法投棄^{みほうとうき}は犯罪^{はんざい}です
- ☐ 退去の日に大家さんや不動産屋に立ち会ってもらう
部屋の汚れや破損によっては、クリーニング代や修理代がかかります
- ☐ 大学や市町村役場に手続きをする

帰国する場合

- ☐ マイナンバーや通知カード・国民年金手帳を市町村役場に提出する
 - ☐ 帰国する1か月前に国民健康保険を解約し、保険証を市町村役場に返す
 - ☐ 携帯や銀行口座、クレジットカードの解約をする
- ※解約手続きをしないと、ずっとお金を払わなければいけなくなります
- ☐ 在留カードを空港で出国手続きをするときに返す

<参考>外国人留学生の地域生活にかかわる情報

■愛知生活便利帳^{べんりちよう}（公益財団法人^{こうえきざいだんほうじん} 愛知県国際交流協会^{あいちこくさいこうりゅうきょうかい}）

言語：日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語

内容：在留手続き、保険、医療^{いりよう}、教育、仕事、税金、各種相談窓口^{かくしゆそうだんまどぐち}など

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/benricho/index.html>



愛知県生活便利帳

■名古屋市生活ガイド（名古屋市）

言語：日本語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付き日本語

内容：外国人市民の日常生活に役立つ情報^{やくだ}を多言語^{まさい}で記載

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000029846.html>



愛知県生活便利帳

■半田市外国人生活ハンドブック 半田市に住むときに読む本（半田市）

言語：日本語（ルビ付き）

内容：手続き、証明書^{しやうめいしよ}、教育、医療^{いりよう}、災害^{さいがい}など

<https://www.city.handa.lg.jp/foreignlanguage/index.html>



半田市ハンドブック

8. その他

マイナンバーカード

マイナンバーは、みなさんの情報が1つに登録されています。行政の手続きやアルバイトの給料、保険に関わることの手続きで使用すると便利です。とても大事なもので、なくさないように保管してください。

こくみんけんこうほけん 国民健康保険

日本で3か月以上いる場合は、「国民健康保険」に入らなければいけません。

病院で治療を受けるときに保険証を出すと、医療費が30%になります。

前年度の所得によっては、保険料が減額されます。減額の対象になるには、市町村役場に正しく所得を申告する必要があります。分からないことは市町村役場に問い合わせてください。

国民年金

日本に住んでいる20歳以上の人は、国民年金への加入が義務付けられています。

【学生納付特例制度】

国民年金の保険を払うことができない学生は、所定の申請をすれば在学中の保険料の納付をしなくてよくなります。

日本福祉大学外国人留学生の学生処分に係る細則

（目的）

第1条 この細則は、外国人留学生の学生処分に關し、「日本福祉大学学則」、「日本福祉大学学生処分に關する規程」（以下、「学生処分規程」とする）及び「日本福祉大学通学課程の学生処分に係る細則」に規定する、事件又は事故を起こした学生に対する、退学・停学・訓告の処分及び注意指導等の措置の決定に係る手続きに加えて、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）を遵守し、当初の入学目的を達すべく学業に専念するよう指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合は、「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」により、教育機関として求められる適切な措置を講ずることを目的とする。

（処分の定義）

第2条 この細則において「処分」とは、外国人留学生が、出入国管理及び難民認定法の遵守と学業専念の義務に違反した場合に、学生処分規程第4条の2及び第5条の3に基づき大学として下す退学処分及び停学処分をいう。

（停学）

第3条 学生処分に關する規程第5条の3に規定する外国人留学生に關する停学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に応答しない状況となつてから1ヵ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となつてから1ヵ月を超えた場合。
- (3) 「資格外活動許可」を未取得での就労や、許可の範囲を超えた内容または時間数での就労が明らかになり、学生指導を受けた後も改善が見られない場合。

（退学）

第4条 学生処分に關する規程第4条の2に規定する外国人留学生に關する退学事由は次の各号のとおりとする。

- (1) 正当な理由がなく、大学からの定時の在学確認に応答しない状況となつてから3ヶ月を超えた場合。
- (2) 所在不明となつてから3ヵ月を超えた場合。
- (3) 正当な理由がなく、前期または後期の履修登録を怠つたことにより、当該学期の学業継続が、不可能になることが確定した場合。
- (4) 正当な理由がなく、長期欠席が3ヶ月を超えた場合。

（処分の手続き）

第5条 処分は以下の手続きを経て決定する。処分の決定は、事件・事故等の状況の公正かつ客観的な把握を踏まえて行うこととする。また、当該学生の在学の意思を考慮し、十全な指導を行うこととする。

- (1) 学生支援の所管事務課室又は第1次対応者が、警察や出入国在留管理局等必要な機関に対して連絡を取り、正確かつ客観的な状況を把握する。
- (2) 所在が確認できない場合を除き、当該学生の面接を行い、問題となる状況の経過を把握する。当

該学生を指導し、「経過報告・反省文」を提出させる。面接及び指導は、担当の職員又は当該学生の所属学部の学生委員と担当の職員による、複数の人員に行う。なお、所在が確認できない場合は、所管事務課室が経過報告を作成する。

- (3) 問題となる状況の経過、当該学生の「経過報告・反省文」に基づき、学生部長が処分基本方針を決定する。
- (4) 所在が確認できない場合を除き、処分基本方針に基づいて、担当の学生委員と職員が当該学生と面接する。「経過報告・反省文」により、当該学生に対し、問題となる状況を起こした要因及び原因と学生生活に係る問題を反省・考察させる。当該学生の反省・考察が不十分である場合は、課題を与え、反省文を再提出させる。
- (5) 再提出された「反省文」に基づき、担当の学生委員と学生支援の所管事務室の管理職が処分方針原案を検討し、学生部長にこれを提起する。
- (6) 処分方針原案を学生委員会に提案し、学部委員会に提案する処分方針案を審議・確認する。
- (7) 学部委員会が処分方針案を確認し、学部教授会に提案し、学部の処分方針案を確認する。
- (8) 学部が確認した処分方針案に基づき、学部長と学生部長が学長に報告・進達し、学長が処分を決定する。
- (9) 当該学生に決定した処分を通告する。学則に基づく処分の通告は、所在が確認できない場合を除き、当該学部長が、学生部長・担当学生委員・学生支援の所管事務室の立会いのもとで行う。なお、学則に基づく処分については、当該学生の保証人にも通知する。また、未成年者や特に必要と判断される場合は、保証人を呼び出し学生部長から処分内容を説明する。
- (10) 学則に基づく「退学処分」は、当該学生の氏名等を伏したうえで「公示」する。
- (11) 処分後についても、当該学生に対して速やかな帰国等の必要な指導を行う。

2 処分決定の手続きについて、以下の特則を設ける。

- (1) 事件又は事故の事実の認知が当該学生の卒業年度の1月以降の場合、その他、処分決定の手續きについて緊急を要する場合は、副学長（教学担当）および学生部長、当該学部長の協議による提起に基づき、学部委員会がすみやかに処分方針案を確認し、学長がこれを決定する。その後に、学部委員会は、学部教授会に処分実施を報告する。
- (2) 当該学生が刑事施設収容中の場合は、その見通しを顧問弁護士と相談のうえ、処分手續きを決定する。

（本細則の所管課室）

第6条 本細則の所管課は、学生課とする。

（本細則の改廃）

第7条 本細則の改廃は、全学学生委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本細則は、2020年4月1日より施行する。
- 2 本細則は、2024年4月1日より一部改正施行する。

